

農薬登録がない除草剤で栽培・管理した農作物は出荷・販売できません！

農薬登録がない除草剤(いわゆる**非農耕地用除草剤**)とは？

農薬登録がない除草剤は、道路、駐車場など農作物を栽培・管理していないところでしか使用できません。

※このような除草剤を農作物の栽培・管理(水田畦畔含む)に使用することは、法律で禁止されています



容器に『農林水産省登録第〇〇〇〇〇号』の表示がなく、農耕地に使用できないことなどが書かれています。

なぜ農薬登録がない除草剤を農作物に使用してはいけないのか？

農薬登録がない除草剤は、人への安全性が確認されていないため、健康被害のリスクがあります。

農作物に除草剤を使用するときの注意点

- ① まずは、使用する除草剤のラベルに「農林水産省登録第〇〇〇〇〇号」と記載されているか確認します。

容器に『農林水産省登録第〇〇〇〇〇号』の表示があるものを選びます。



- ② 登録番号があっても、農作物の栽培・管理に使用できない除草剤があります。ラベルに記載されている作物名、使用方法等を守って使用します。

【ラベル例】

作物名	使用方法	適用場所
樹木等	植栽地を除く樹木等の周辺地に雑草茎葉散布	公園、駐車場、道路等

農作物を栽培・管理しているところでは使用できません

※ラベルを守らない使用は、農薬取締法違反です。罰則が科されることがあります。

「除草剤の販売・使用について」(農林水産省)(<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/attach/pdf/herbicide-9.pdf>)から引用